

目黒区国際交流協会 20 周年記念事業実施要綱

(平成 24 (2012) 年 9 月 3 日決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人目黒区国際交流協会が設立 20 周年を迎えるにあたり、これを記念して行う事業の大綱を定めることを目的とする。

(事業の範囲)

第 2 条 記念事業は次のとおりとする。

- (1) 協会活動の記録・保存(過去 10 年間の)
- (2) ボランティアの顕彰
- (3) 20 周年記念フェスティバル

(事業の内容)

第 3 条 前条の各記念事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 協会活動の記録・保存：過去 10 年間の協会の活動を総括的に記録し未来へ引き継ぐこと
- (2) ボランティアの顕彰：協会とともに歩み協会を支え地域の国際交流の進展に貢献されたボランティアの方々を顕彰すること
- (3) 20 周年記念フェスティバル：協会活動の紹介・体験を通じて MIFA を区民にアピールするとともに、舞台やホワイエを活用したプログラムや区内大使館の参加による国際的雰囲気の中で地域の国際交流・相互理解を促進すること

(活動の記録)

第 4 条 第 2 条(1) 協会活動の記録・保存として『MIFA のあゆみ 2002～2012』を編集する。

- 2 活動の記録方式は電子情報によることとし、必要な部数を紙媒体とする。
- 3 収載する情報は、10 年間の活動の記録編、ボランティアの声編、資料編(地域の国際交流活動団体や目黒区の外国人に関する情報など)とする。

(ボランティアの顕彰)

第 5 条 第 2 条(2) ボランティアの顕彰については、(3) 20 周年記念フェスティバルの中で記念式典の一部として実施する。

- 2 協会活動の各分野から数名、全体で 10～15 名程度を顕彰する。

3 協会は被顕彰者に表彰状を授与し功績を讃えるとともに記念品を贈呈する。

(20周年記念フェスティバル)

第6条 第2条(3)の20周年記念フェスティバルを平成25年(2013年)2月3日(日曜日)に行う。開催時間は、おおむね午前10時～午後4時までとする。

2 会場をパーシモン大ホール・ホワイエ(1・2階)とし、公園には外国料理の飲食店を配置する。

3 大ホール舞台については、20周年記念の式典を行うとともに、複数の舞台演目により構成する。

4 原則として1プログラムを40分を限度に構成し、20分を休憩・準備時間とする。内容は第3条(3)号に基づき20周年記念フェスティバルにふさわしい次のプログラムを行う。

(1)外国人によるリレートーク(by:日本語会話サロン)

(2)“区内に大使館を置く外国を知ろう”(トークと映像による各国の言語・文化・自然・くらし・日本との接点を紹介、パンフレット付き)(by:区内大使館)

(3)“サブカルチャーが日本と世界をつなぐ”(映像・トーク・パフォーマンス)(by:留学生交流グループあるいは公募による若者)

(4)その他、音楽によるパフォーマンス(昼時)、外国人による民族衣装の紹介又は日本の着物文化の紹介など、全体バランスを考えて検討する。

5 ホワイエの構成については次の(1)・(2)を基本とする。また、子どもコーナーなど来場者の楽しめる空間の整備に努める。

(1)区内大使館のブースを充実させ、従来の物産や飲食物の販売のほか、区民が区内大使館職員等と直接対話し交流できる環境を整える(4の(2)との連携)。

(2)協会の活動を体験できるコーナー(会話サロン・生け花・お茶など)を配置する。

6 以上の内容を基本事項として、今後、後述の「20周年記念フェスティバル実施委員会」において具体化する。

(実施体制)

第7条 協会20周年記念事業として理事長・事務局長の統括のもと協会の組織全体で取り組む。

2 第2条(1)～(3)の各事業実務責任者として協会職員をそれぞれ配置する。

3 第2条(3)20周年記念フェスティバルについては必要に応じて、各プログラム、コーナー毎に担当者(協会職員)を配置し、第2条(3)の記念フェスティバル事業実務責任者が全体の調整・進行管理を行う。

4 20周年記念フェスティバルの準備が多方面にわたり規模も相当となること、国際交流に関心のある区民および青少年の社会参加の観点から、ボランティアを募集する。

- 5 ボランティアは、記念フェスティバル事業実務責任者及び3項の事業担当職員とともに準備と当日の運営を行う（「20周年記念フェスティバル実施委員会」の設置）。

(予算)

第8条 記念事業に充てられる予算の総額を825,000円とする。

- 2 第2条(1)号の協会活動の記録・保存及び(2)号のボランティアの顕彰事業の予算総額を225,000円とする。
- 3 第2条(3)号の20周年記念フェスティバルの予算総額を600,000円とする。
- 4 各記念事業相互間で予算の流用を認める。

(補足)

第9条 本要綱に定めのない事項で、記念事業の実施に必要な事項については理事長の承認を得て事務局長が決定する。